

令和4年度

霧島市

事業継続 支援給付金

申請締切

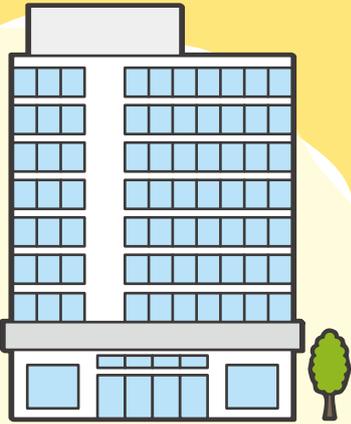
令和4年
7/15 ※消印
有効 金

第5期

対象者

売上が**20%以上減少**した事業者

法人に



10万円給付

個人
事業者に



5万円給付

給付には要件があります。詳しくは裏面をご覧ください。



次の事業者等は本給付金の**交付対象外**です

- 1 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金の対象となる飲食店
※受給の有無に関わらず、令和4年において時短要請協力金の対象となる飲食店は本給付金の対象外です。
- 2 次に掲げる霧島市事業継続支援給付金の給付を受けた事業者
 - ・令和3年度タクシー事業者等緊急支援型 第6～8期
 - ・令和3年度第3回飲食店取引事業者緊急支援型

申請書類は、市ホームページでダウンロードしていただくか、
本庁や各総合支所、市民サービスセンターで
お受け取りください。

詳しくは市ホームページをチェック！



1 申請

- (1) 申請書類（詳しくは市ホームページ「申請書類一覧」でご確認ください。）
申請様式（様式第1号～第3号）、通帳の写し、確定申告書類、市県民税等申告書、売上台帳
- (2) 申請期限 令和4年7月15日（金）※消印有効
- (3) 申請方法 原則として郵送（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、御理解、御協力をお願いします。）
- (4) 提出先・お問い合わせ先
〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45番1号 霧島市商工振興課 事業継続支援給付金担当
☎0995-55-1603 土日・祝日を除く午前8時15分～午後5時

2 対象者（詳しくは市ホームページ「申請要領」でご確認ください。）

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業主を含む）
※フリーランスを含む個人事業主については、事業所（店舗）が市内であることと全収入（一時収入等を除く）の2分の1以上が、事業活動における売上である方に限ります。
また、事業所を有しない個人事業主は令和4年5月1日時点において、本市の住民基本台帳に記録されている方に限ります。

3 要件【以下の(1)～(9)全てを満たすもの】

- (1) 令和3年12月1日以前に事業を開始し、かつ、令和4年5月1日時点において市内で事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年1月、2月、3月又は4月のいずれかの指定する1か月の売上が、平成31年、令和2年又は令和3年同月と比較して、20%以上減少していること。
- (3) 令和元年分、令和2年分又は令和3年分の事業所得、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動による雑所得又は給与所得並びに不動産所得のいずれかの所得を申告していること。
- (4) 令和元年、令和2年又は令和3年に市税（法人においては法人市民税）を納めていること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策において、国・県・市の施策に沿った協力をしていること。
- (6) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体等でないこと。
- (7) 性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者でないこと。
- (8) 反社会的勢力ではないこと又は関与していないこと。
- (9) 給付金の趣旨に照らし、給付金を交付することが適当であること。

4 給付額【法人や個人事業主ごとに申請してください。給付金（第5期）の交付は1事業者につき1回限りです。】

- (1) 法人 10万円
 - (2) 個人事業主 5万円
- ※減少率が50%以上の場合、法人は10万円、個人事業主は5万円が加算されます。